



いばらき

農業委員会だより

平成28年4月
(創刊昭和50年11月)

第161号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)

農地の相続税納税猶予制度

1 概要

農地の相続税納税猶予制度は、農家が相続税を納税するために農地を手放すなど、相続による農地の細分化を防止し、農業経営の維持を図るために設けられている制度です。

具体的には、農業後継者である相続人が農地を相続し、相続税の申告期限までに農業経営を開始して、その後引き続き農業経営を行う場合（終身営農）には、農地等の価格のうち一定の相続税額については納税

が猶予され、農業相続人が死亡した場合等に免除されます。

2 対象となる農地等

適用を受けられる農地は、生産緑地地区内（市街化区域）、市街化調整区域内にある農地です。（市街化調整区域内の農地で、相続開始日が平成21年12月14日以前の場合は、猶予期間が20年になります。）
納税猶予期間中の手続は、相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨の

届出書（この届出書を「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

を相続した場合や、農地の相続に伴い新たに特定貸付けを行った場合についても、相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

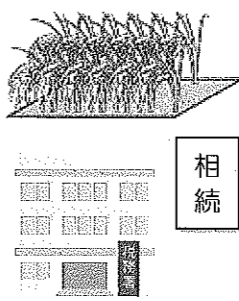
3 納税猶予期限の確定

納税猶予の適用を受けている期間中に、農業経営を廃止したり、農地を譲渡、貸付け、転用し、又は耕作を放棄した場合のほか、継続届出書の提出がない場合には、猶予の全部又は一部が打ち切れられ、猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

※特定貸付けとは、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業により、貸し付けすることをいいます。
詳しい内容や手続については、管轄税務署にお問い合わせください。

4 特定貸付け

農地の効率的な利用を促進する観点から、市街化区域外の農地に限り、既に特定貸付けが行われている農地



農業委員短信

市議会の役員改選により、次の方々が市議会からの推薦を受け、市長から選任された農業委員（学識経験を有する者）として、2月5日付けで就任されました。

(議席順)
就任



辰見 登委員



大野幾子委員
(編集委員)



大嶺さやか委員
(再任)
(運営協議会委員)

退任

下野 巖委員

友次通憲委員

農地転用には 許可、届出が必要です

◆農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外のものにすることをいいます。

例えば、農地を住宅や倉庫を建てるための敷地とする、駐車場や資材置場にするなど、農業以外の目的に利用することをいいます。

農地を一時的に資材置場や砂利採取場等として利用する場合も、農地転用に含まれます。

◆なぜ許可や届出が必要なの？

農地は、食料の生産を行うためだけのものではなく、地域の景観、環境保全、防災等の重要な機能と役割も果たしています。

しかし、一度、農地以外のものに転用されると元に戻すことが難しく、周辺の優良農地や地域の環境などに悪影響を及ぼすおそれがあります。

無秩序な転用を防止し、優良農地を維持していくために、農地法により一定の規制がかけられ、許可、届出の手続が必要となります。

◆どのような手続が必要なの？

農地の転用には、農地法第4条と第

5条の手続があります。

第4条は、農地の所有者が自分の農地を転用する（土地の名義、持ち主はそのまま宅地等に変更する）場合の手続です。農地所有者自身が許可の申請又は届出を行います。

第5条は、農地を第三者に売買したり、貸借することにより、農地を転用する（分譲マンション敷地として売り渡す、土地を貸して借主が家を建てる等）場合の手続です。

農地所有者（売主又は貸主）と転用事業者（買主又は借主）の連名で申請等を行います。

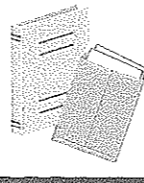
市街化調整区域の農地については農業委員会の許可が、市街化区域の農地については農業委員会への届出が必要です。工事の着手は、許可後又は届出が受理された後となります。

◆対象となる農地は？

転用する場合は、原則、全ての農地が手続の対象となります。

登記地目が農地であれば、耕作がされていない状態であっても農地として扱われます。

また、登記地目が農地以外でも、耕

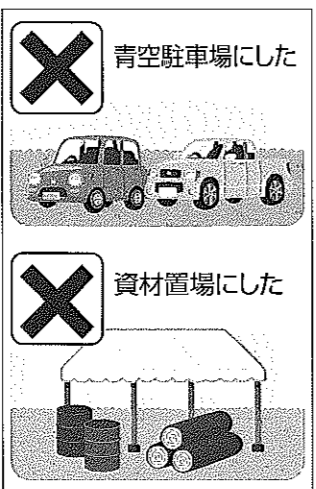


作の用に供されており、今後も永続的に耕作に供されると判断される土地は、農地とみなされる場合があります。

◆勝手に転用したらどうなるの？

許可を受けず、届出もせず農地を転用した場合、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。

また、これに従わない場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）という厳しい罰則の適用もあります。



◆転用の相談をしたくありませんか？

市街化調整区域の農地転用は、法令で特に厳しく基準が定められています。基準を満たさない農地に転用事業を計画しても、許可されることはなく、無駄になってしまいます。

また、市街化区域の転用届出についても、一定の条件が必要です。

農地転用の手続には、分かりにくい部分もありますので、事前に地元農業委員又は農業委員会にご相談ください。

私の住む地区は、安威川と番田水路に挟まれており、北と東は高槻市、西は安威川、南は目垣に接する住宅地と農地が混在する地域です。当地区の農地は、大きく分けて府道枚方茨木線の北側(市街化区域)と、南側(調整区域)に分かれています。

北側の農地は、市街化区域内にありながら割合まとまって残っており、水路に關しても利用しやすい状態にあります。昔の水路は、水路を通じてドジョウ、ザリガニ、蛇等が、上流から流れてきて自然豊かだったのです。その反面、水路維持には相当苦勞しました。周りが土なので草が生い茂り、農繁期の川ざらえは、大変な重労働でした。現在は、水路幅拡張、コンクリート側溝等大きく水路は改修され、掃除の手間は大きく減りましたが、自然とは遠ざかってしまいました。

コンクリート化されてから、相当期間水路には動物も見られず、用水

送水時以外は水質もよくありませんでした。

ところが、近年、下水工事が進み生活用水が下水の方に流れることにより、水質がよくなり、また動植物が戻ってきたのです。

川ざらえの時、底にたまった砂をすくうと、トンボの幼虫のヤゴ、小さなシジミ、ドジョウ等が、見つかるようになりました。通学路に当たる水田では、小学生等が、オタマジャクシやカエルを網で追いかけています。水路では、休みの日には親子で、メダカやザリガニ、ドジョウを網で取って帰ります。ただ、最近水田、水路に空き缶、ビニール等の投棄が目立ってきています。農作業がやりにくくなるばかりでなく、せつかく戻ってきた動物たちが居なくなってしまう可能性があります。

水田、水路というのは、自然の維持場所、子どもや大人の身近な自然への接点であります。できる限り自然

に近く、きれいな状態で残したいものです。

府道より南側の調整区域では、白川小学校の学習田が営まれています。春には田植え、秋には収穫が行われています。3クラスの児童が、交代で学習田に来て作業を行います。作業指導をされている関係者の方も大変です。

無農薬栽培を行うに当たって、田んぼの草取りが大変です。夏の暑い中、草引きにいられます。大変な作業です。このような作業も学習田事業の一部として、休日にも親御さんともども体験してもらって、自然に親しんでもらいたいです。今はやりの農業体験のチラシ版です。収穫したお米で、おにぎりなどを作って親子で食べる事も良いのではないのでしょうか。刈り取った藁の一部は、地区行事の新年の「どんと焼き」や神社の「しめ縄」に使用しています。これもつながりです。

近年、農地は、高齢化や後継ぎ不在のため、遊休農地化する傾向にあります。当地域でも、数件見られます。ただ水田の管理はしっかりされていて、草が生えてくればトラクター耕耘による除草、もしくは刈払機によ



あせ道



農業委員
谷山正昭

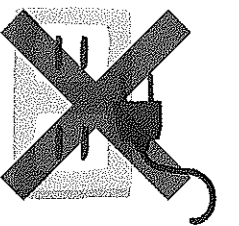
水田・水路を 介したつながり

電気さくの正しい設置で安全確保

電気さくとは、田畑等で、高圧の電流による電気刺激によって、イノシシなどの野生動物の侵入を防止する「さく」のことです。
電気さくは、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

電気さくを設置する際の主な注意点

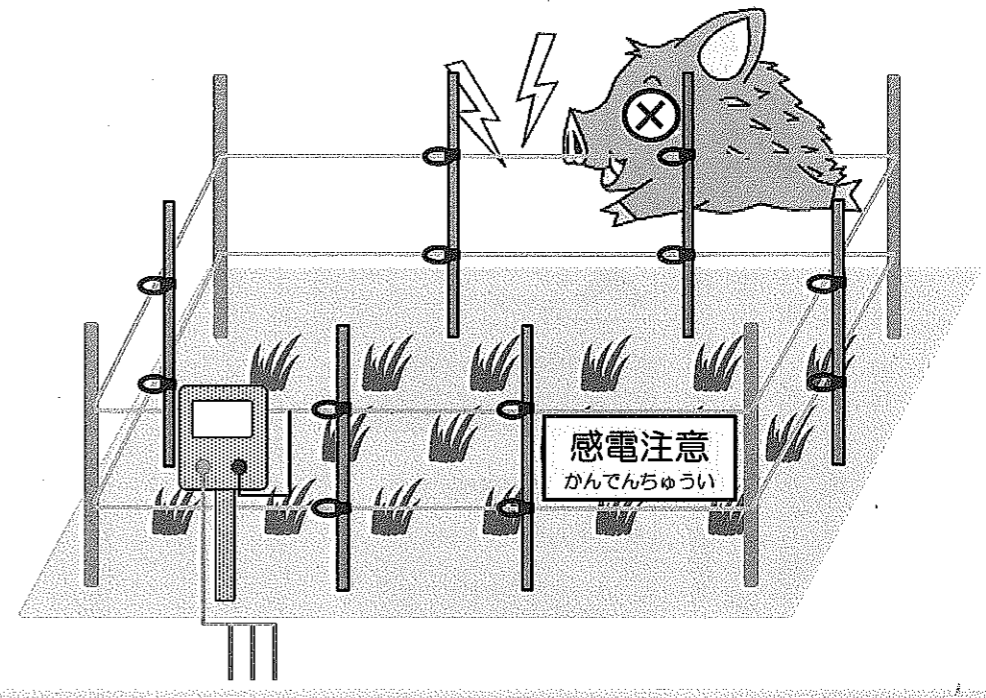
- 1 危険である旨の表示**
電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。
- 2 電気さく用電源装置の使用**
電気さくに電源を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。
- 3 開閉器(スイッチ)の設置**
電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。
- 4 漏電遮断器の設置**
電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。



! 事故につながるおそれがありますので、家庭用電源から直接、電気さくに電源を供給させることは、絶対に行わないでください。

電気さく設置に対する支援

一定の条件を満たす場合は、電気さくの設置に対し補助金を受けられる場合があります。詳しくは、市の農林課(Tel.620-1622)までお問合せください。



る除草を行ってもらっています。ただ次世代への引継ぎという面では、50歳代までは管理は大丈夫と思われませんが、さらにそれより若い世代では苦しくなるかもしれません。今年初めに、調整区域内の農家さんに、将来の維持に関する意向調査票が配られました。結果はどう出るかわかりませんが、農業は、ただ水田を作るだけではありません。最近希望者が増えている貸農園等に活用しているだけ、住民の方と共に、農業の楽しさ、自然の豊かさを実感して、自然を残していくのも一つの手段です。